○茅野市自主防災組織防災活動強化事業補助金交付要綱

平成10年３月30日

告示第51号

改正　平成14年２月27日告示第38号

平成20年３月28日告示第104号

平成24年11月21日告示第258号

平成25年11月22日告示第226号

平成27年２月20日告示第62号

平成29年11月28日告示第229号

令和元年５月27日告示第14号

令和３年３月29日告示第105号

令和３年５月28日告示第148号

茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱を次のように定め、平成10年度の補助金から適用する。

有線放送施設補助金交付規程（昭和47年茅野市告示第43号）は、廃止する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域住民が自主的な防災活動を行い、防災意識の高揚及び防災事業を推進することにより、災害時の被害を最小化し、被害の回復を図るため、自主防災組織が独自に防災活動の充実及び強化を図るための訓練又は学習会を行う場合並びに防災資機材を整備する場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　自主防災組織　区又は自治会単位に組織され、地域の防災活動を行っている団体をいう。

(2)　防災　災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

（補助対象事業、補助率等）

第３条　補助金交付の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　規則第３条に規定する申請書は、茅野市自主防災組織防災活動強化事業補助金交付申請書（様式第１号）とする。

（実績報告書）

第５条　規則第12条に規定する実績報告書は、茅野市自主防災組織防災活動強化事業補助金実績報告書（様式第２号）とする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前　文（平成14年２月27日告示第38号）抄

平成13年度の補助金から適用する。

附　則（平成20年３月28日告示第104号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日から平成22年３月31日までの間において、備品の整備に対する補助金累計額が20万円を超えない自主防災組織にあっては、当該補助金交付累計額が20万円に達するまでの備品の整備に対する補助率は、３分の２以内とする。

３　この要綱による改正後の第３条第２項及び前項の補助金交付累計額には、この要綱による改正前の茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定により、情報伝達用具、消火用具及び救出救護避難用具を整備するために交付された補助金を含むものとする。

附　則（平成24年11月21日告示第258号）

改正　平成25年11月22日告示第226号

平成27年２月20日告示第62号

平成29年11月28日告示第229号

令和元年５月27日告示第14号

令和３年３月29日告示第105号

（施行期日）

１　この告示は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正前の茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金の額は、この告示による改正後の別表の補助金交付累計額に含むものとする。

（平成25年度から平成29年度までの間の特例措置）

３　平成25年度から平成29年度までの間において整備が完了した放送施設については、別表各戸に区内放送受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設の項の規定は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付累計額の上限 |
| 各戸に区内放送受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設 | 区内放送のための交換機、通信機、区内放送受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費 | １回につき、次に掲げるものの合算額とする。  (1)　補助対象施設から戸別受信機を除いたものの整備費の全額（110万円を限度とする。）  (2)　戸別受信機１機当たりの補助基準額（戸別受信機１機当たりの整備費から20,000円を減じた額とし、15,000円を限度とする。）に戸別受信機の整備数を乗じた額 | なし |

（平成30年度から令和３年度までの間の特例措置）

４　平成30年度から令和３年度までの間において整備が完了した放送施設については、別表各戸に区内放送受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設の項の規定は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付累計額の上限 |
| 各戸に区内放送受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設 | 区内放送のための交換機、通信機、区内放送受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費 | １回につき、次に掲げるものの合算額とする。  (1)　補助対象施設から戸別受信機を除いたものの整備費の２分の１の額（60万円を限度とする。）  (2)　戸別受信機１機当たりの補助基準額（戸別受信機１機当たりの整備費から20,000円を減じた額とし、15,000円を限度とする。）に戸別受信機の整備数を乗じた額 | なし |

前　文（平成25年11月22日告示第226号）抄

平成25年11月22日から施行する。

附　則（平成27年２月20日告示第62号）

（施行期日）

１　この告示は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正前の茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金の額は、この告示による改正後の別表の補助金交付累計額に含むものとする。

前　文（平成29年11月28日告示第229号）抄

平成29年11月28日から施行する。

附　則（令和元年５月27日告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月29日告示第105号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年５月28日告示第148号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率等 | 補助金交付累計額の上限 |
| 自主防災組織が行う訓練及び学習会 | 訓練及び学習会を行うのに必要な機材費並びにこれらの訓練及び学習会を行うための経費 | １回につき、補助対象訓練及び学習会の実施経費の２分の１以内の額とする（各年度の補助金額の上限は、５万円とする。）。 | なし |
| 情報収集伝達用具 | トランシーバー、携帯用ラジオ等の購入に要する経費 | １回につき、補助対象施設備品購入額の２分の１以内の額とする。 | 40万円 |
| 救出救護避難用具 | 自動体外式除細動器(AED)、簡易トイレ、簡易浄水装置、車いす、パック毛布、担架、テント、リヤカー、ライト、給水タンク、発電機、給油タンク、給食用具、チェーンソー、工具等の購入に要する経費 |
| 各戸に区内放送受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設 | 区内放送のための交換機、通信機、区内放送受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費 | １回につき、補助対象施設整備費の100分の10以内の額とする（各年度の補助金額の上限は、５万円とする。）。 | なし |
| その他の防災資機材 | その他市長が特に必要と認めたもの | １回につき、補助対象施設備品購入額の３分の２以内の額とする。 | 20万円 |



